

**四日市港管理組合議会海外港湾事情調査団派遣事業業務委託
企画提案コンペ参加仕様書**

1 企画提案コンペの目的

本事業は、令和7年11月11日（火）から14日（金）にかけて、港湾の最新状況について実地調査を行うため、四日市港管理組合議会が海外調査団をタイ王国及びカンボジア王国へ派遣する際に、対象港湾への訪問を効果的に実施し、全行程における移動・宿泊を安全かつ円滑に遂行できるよう、必要な企画・運営・管理をはじめ、航空券・宿泊の手配、添乗員・通訳等・専用車・現地ガイドの手配を委託することを目的としています。ついては、上記に必要な業務に最も適した提案を選定するため、企画提案コンペを実施します。

2 業務内容

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業務名 | 四日市港管理組合議会海外港湾事情調査団派遣事業業務委託 |
| (2) 委託期間 | 契約の日から帰国の日まで（ただし、帰国後に対応すべき事案が発生した場合は当該事案が終了する日まで） |
| (3) 履行場所 | 受託会社内及び調査団派遣先 |
| (4) 契約限度額 | 2,992,000 円（消費税及び地方消費税を含む） |
| (5) 業務仕様書 | 別添「四日市港管理組合議会海外港湾事情調査団派遣事業業務委託仕様書」のとおり |

3 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 四日市港管理組合物件関係入札参加資格者名簿に「旅行業」の業種で登録されている者であること。
- (3) 四日市港管理組合から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4 企画提案コンペへの参加意思確認

企画提案コンペに参加を希望する者は、次のとおり申し込みを行ってください。

- (1) 提出期限 令和7年6月23日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 提出場所 三重県四日市市霞二丁目1-1 四日市港ポートビル9階
四日市港管理組合経営企画部総務課
- (3) 提出方法 上記（2）の提出場所に、下記の必要書類を1部、持参、郵便又は民間事業者による信書便のいずれかにより提出すること。

企画提案コンペ参加資格確認申請書（別紙様式第1号）

5 質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付期間 令和7年6月23日（月）午後5時まで
- (2) 質問の提出方法

質問書（様式任意）にて行い、持参またはファクシミリにて受け付けます。
電送（ファクシミリ）の場合は必ず電話により着信の確認をしてください。

(3) 質問の提出場所

上記4 (2) に同じ 電 話 : 0 5 9 - 3 6 6 - 7 0 0 9

F A X : 0 5 9 - 3 6 6 - 7 0 4 8

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答については、令和7年6月26日(木)午後5時までに四日市港管理組合ホームページ入札情報に掲載します。

6 企画提案コンペ参加者の資格審査及び結果通知

(1) 企画提案コンペ参加者の資格審査

提出された「企画提案コンペ参加資格確認申請書(様式第1号)」により、資格審査を行います。

(2) 資格審査の結果通知

資格審査の結果は申請者の参加資格がないと認めた場合のみ、令和7年6月26日(木)午後5時までに書面及び電話にて通知する予定です。

7 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の提出者

企画提案書等は、上記6 (1) の資格審査において参加資格があると認められた者のみ提出することができます。

(2) 提出期間等

ア 提出期間 令和7年6月27日(金)午前8時30分から
令和7年7月8日(火)午後5時まで(必着)

イ 提出場所 上記4 (2) に同じ

ウ 提出方法 郵送又は持参すること。なお、郵送する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便とし、企画提案書等が提出期限内に確実に届くかどうかを送付前に郵便局で確認してください。

(3) 企画提案書等の内容及び提出部数

ア 内容 ・企画提案書

A4版・両面印刷・表紙を含め30ページ以内

別紙「企画提案書の記載事項」に基づき作成してください。

行程については、バス・航空便名、到着・出発予定時刻(日本時間または現地時間の別も)、宿泊先のランク及びホテル名を記載してください。

その他、海外旅行保険の内容についても、記載してください。

・見積書(様式自由。消費税及び地方消費税、現地における諸税を含めてください。)

記載区分 : ①航空券代(空港施設利用料、空港利用税、出国税、発券手数料などを明記すること。また、燃油サーチャージは令和7年6月23日を基準日として記載のこと。

②宿泊料金(朝食付き)

③添乗員費用

④通訳等費用

⑤専用車料金(運転手・現地ガイドを含む)

⑥携帯電話レンタル料

⑦WiFi レンタル料

⑧海外旅行保険（適用対象の年齢明記）

⑨その他（旅行業務取扱料金など）

・提案者の概要書

提案者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む。）、沿革、提案理由を簡潔に記載したもの。

イ 部数	・企画提案書	7 部
	・見積書	1 部
	・提案者の概要書	7 部

8 最優秀企画提案の選定

（1）企画提案書等の審査

この参加仕様書に基づき提出された企画提案書等については、別に設置する「四日市港管理組合議会海外港湾事情調査団派遣事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、その内容の審査を行い、最優秀提案を選定します。

（2）プレゼンテーションの実施

選定委員会の審査にあたっては、以下のとおりプレゼンテーションを実施します。

ア 日時 令和7年7月22日（火）午後2時から

イ 場所 三重県四日市市霞二丁目1-1 四日市港ポートビル11階 委員会室

ウ 時間 提案者ごとに時間を設定のうえ別途連絡します。

エ 説明者 当該事業を受託した場合に、実際に業務を担当される方（2名以内）を説明者としてください。

オ その他 プレゼンテーションは、上記7（3）により提出する企画提案書等のみを用いるものとします。

（3）評価項目

ア 的確性（30%）

・提案の内容は、事業の趣旨を的確に理解し、具体的なものとなっているか。

イ 安全性（20%）

・提案の内容は、十分に安全性に配慮されたものとなっているか。

・けが人や急病人発生時の対応等、行程中の安全性が確保される内容となっているか。

・テロやデモの発生等、緊急時のサポート体制は適当か。

ウ 専門性・経験・実績（20%）

・提案内容は、専門的な見地からなされたものとなっているか。

・添乗員は、現地の情報に精通し、豊富な経験を有しているか。

・通訳等として、高度かつ港湾用語等の専門的な通訳能力及び日本語による円滑なコミュニケーションがある者を手配できるか。

・業務遂行のために必要な現地の情報を収集する能力があるか。

・過去に類似の業務を行った経験を有しているか。

エ 経済合理性（10%）

・提案内容は、費用対効果の観点から、事業予算額は効率的であるか。

- ・見積額及び積算内訳・根拠は適当か。
- オ 業務推進体制（20%）
 - ・社内体制及び業務に関する現地との連絡体制は確保されているか。また企画段階から議会事務局との連絡体制は十分で、現地との連絡調整について主体的かつ確実に行えるか。
 - ・能力のある経験豊かな人員による受託体制を確保できるか。
 - ・港湾関係視察、議会の議員視察という特性に関し、業務経験や知見を活かせる体制となっているか。
 - ・実施スケジュールが具体的であり、計画を確実に実行できる提案となっているか。

以上、各項目の点数（1～5）に重要性傾斜配分率（%）を乗じた合計点数で評価します。

- （4）選定委員会において必要があると判断された場合は、補足資料の提出を求めることがあります。
- （5）選定の結果については、各提案者に対して文書により通知します。
- （6）企画提案書の提出が多数あった場合においては、選定委員会において、企画提案書による審査を行い、上位5件のプレゼンテーション実施案件を選定します。

9 無効となる提案

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

- （1）企画提案コンペに参加する資格がない者が提案したとき。
- （2）提案者が本企画提案コンペに対して2以上の提案をしたとき。
- （3）提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- （4）参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
- （5）契約上限額を上回る見積書を提出したとき。
- （6）見積書の金額又は重要な文字を訂正したとき。
- （7）住所、氏名（法人にあっては、法人の所在地、名称及び代表者氏名）又は押印を欠く見積書を提出したとき。
- （8）重要な文字の誤脱、又は識別しがたい見積書を提出したとき。
- （9）提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
- （10）その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約方法に関する事項

- （1）上記8により選定された最優秀提案の提案者は、上記3（4）に関する次のa又はbによる納税確認書及び納税証明書の写しを提出してください。ただし、提出日から前6か月以内に発行されたものに限りです。
 - a 三重県内に本店を有する事業者
 - （a）三重県の所管県税事務所が発行する全ての県税の納税確認書
 - （b）所轄税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納税額のない証明用）
 - b 三重県外に本店を有する事業者
 - （a）三重県の所管県税事務所が発行する全ての県税の納税確認書（※ 県内に営業所等を有する場合のみ）
 - （b）所轄税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納税額のない証明用）

ない証明用)

- (2) 当該業務を履行できると四日市港管理組合管理者が判断した企画提案者であって、四日市港管理組合財務規則第87条第2項の規定により作成された予定価格の範囲内で、最も優れた提案をした提案者と契約条件を協議の上、委託契約を締結します。
- (3) 契約条項は、四日市港管理組合議会事務局において示します。
- (4) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、四日市港管理組合財務規則第97条各号のいずれかに該当する場合は免除します。
- (5) 契約書は2通作成し、四日市港管理組合及び受託者の双方が、各1通を保有するものとします。
- (6) 契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とします。
- (7) 契約は、四日市港管理組合議会事務局において行います。

1 1 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

1 2 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

1 3 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

1 4 個人情報の保護

- (1) この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければなりません。
- (2) 四日市港管理組合議会個人情報保護条例第54条、第9条及び第15条に委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則を規定しているため留意してください。

1 5 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受託者が「四日市港管理組合の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「四日市港管理組合物件の買入れ等資格（指名）停止措置要領」に基づく資格（指名）停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

1 6 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が（1）のイ又はウの義務を怠ったときは、四日市港管理組合の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により、四日市港管理組合物件の買入

れ等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止措置を講じます。

17 その他

- (1) 企画提案に必要な費用は、企画提案コンペ参加者の負担となります。
- (2) 企画提案されたものは、経費見積書（上記7（3））の中ですべて実現できるものと判断します。ただし、燃油サーチャージ、外貨レートの変動その他やむを得ない要因により見積書作成時から実施までの間に生じた要因による費用の増減については、協議の上変更契約で対応します。
- (3) 提出された全ての書類は、返却しません。
- (4) 提出された全ての書類は、四日市港管理組合情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
- (5) その他必要な事項は、四日市港管理組合財務規則等に規定するところによります。

18 担当課

〒510-0011 三重県四日市市霞二丁目1-1

【参加申請手続に関する事項】

四日市港管理組合経営企画部総務課

電 話：059-366-7009

FAX：059-366-7048

【業務内容に関する事項】

四日市港管理組合議会事務局

電 話：059-366-7041

FAX：059-366-7050

(様式第 1 号)

企画提案コンペ参加資格確認申請書

年 月 日

四日市港管理組合管理者 あて

共同化統一コード

住 所

商号又は名称

印

代表者氏名

(電話番号)

四日市港管理組合議会海外港湾事情調査団派遣事業業務委託に係る企画提案コンペに参加したいので、競争参加資格について確認されたく、申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないこと及び下記誓約事項について誓約します。

記

1 業務名 四日市港管理組合議会海外港湾事情調査団派遣事業業務委託

2 誓約事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 16 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 四日市港管理組合から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 登録内容等

(1) 四日市港管理組合物件関係入札参加資格者名簿に登録されている者

項目	必要となる参加資格条件 (発注機関記入欄)	参加資格条件の有無 (参加者記入欄)	確認欄 (発注機関 記入欄)
「四日市港管理 組合物件関係入 札参加資格者名 簿」の登録	業種「旅行業」 品目なし		
資格停止の有無		有 もしくは 無	